火気使用器具等の設置基準・留意事項について

栗　原　消　防　署

公園等でコンロ等の火気使用器具を使用する場合は、事前に火災予防に十分注意を払ってから行ってください。

下記の事項をチェックしてみましょう。

コンロ関係

- □　不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用すること。
- □　コンロの上方１ｍ以内、周囲１５ｃｍ以内に可燃物を置かないこと。
- □　振動・衝撃で容易に転倒し、または落下するおそれのないよう据え付けること。
- □　カセットコンロを使用する場合、２台以上並べて使用しないこと。
- □　使用中は、その場を離れないこと。

プロパンガス関係

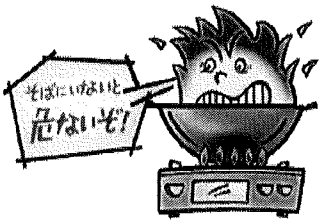

- □　ホースはひび割れ、溶融等劣化したものを使用しないこと。
- □　ボンベは直射日光を避け、風通しの良い場所に置くこと。
- □　コンロとホースの接続部には、必ずホースバンドを取り付けること。
- □　使用しないガス栓にはゴムのキャップを付けておくこと。
- □　使用後は器具栓だけではなく元栓も閉じること。
- □　ボンベは水平な場所又は台の上に置き、１０ｋｇ以上の容器は鎖等で固定するなど、転倒しないような措置を講じること。

発電機関係

- □　燃料の給油は原則として使用開始前に行うこと。また、やむを得ず途中で補給する場合は、エンジンを止め、エンジンが十分に冷却されていることを確認してから安全な場所で給油すること。
- □　給油する際、携行缶のキャップを開けた時に燃料が吹き出すことがあるので、火気のないところで携行缶のガス抜き栓をゆっくり開けてガス抜きをすること。
- □　給油後、燃料漏れのないことを確認してから始動すること。
- □　長時間使用する場合は適時にエンジンを停止するなど、過熱に注意すること。
- □　予備の燃料は携行缶等の金属缶に入れ、火気から十分に離し、直射日光を避けて風通しの良い場所で保管すること。

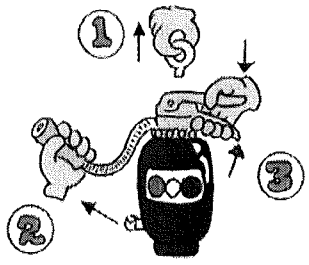

最後に

- □　消火器を準備していただくようお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞

□栗原消防署	22-8511	□東分署	32-2621
□北分署	45-2109	□南出張所	59-2119
□西出張所	54-2120		

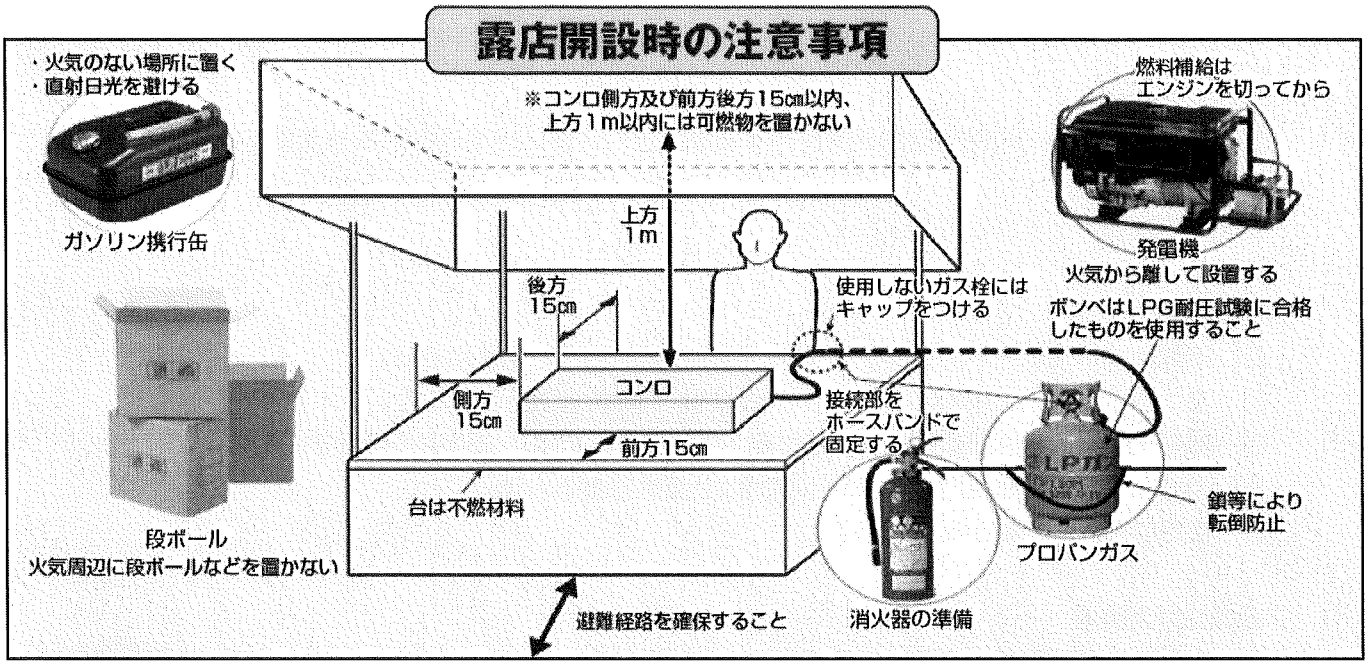

コンロ等の設置について　（焼き鳥等の炭焼き用七輪なども含みます。）

○

・台は不燃材料で作られたものを使用する。
・木製の台に不燃ボード（せっこうボード等）を敷いてその上でコンロ等を使用する。

×

・コンロ等の下に汚れ防止等の段ボール紙や新聞紙、布、ビニールを敷くのは不可
・可燃性の台の上に直接鉄板等の金属板を敷いてコンロ等を使用するのは不可
・可燃性の台の上に直接アルミホイルを敷いてコンロ等を使用するのは不可
（可燃性の台の上に不燃ボードを敷き、その上に金属板やアルミホイルを敷くのはＯＫ）

注意事項

・コンロの周囲（前方、側方、後方）１５ｃｍ以内に可燃物を置いたり、可燃物で囲わないこと。
・コンロの上方１ｍ以内に可燃物を置かないこと。（営業用の旗類、タオル、紙類、紙袋、ビニール袋等）
・プロパンガスボンベはチェーン等により転倒防止措置を取ること。
・炭焼きの場合、消しつぼを用意すること。

～出店時の防火チェック表～

露店や移動販売車を出店する時は、出店者は次の項目をチェックし火気及びガソリンなどの取扱いに十分注意して火災予防に努めてください。

発電機は、長時間使用できるものや、予備の発電機を準備し、燃料を満タンにして持っていくなど、できるだけ予備燃料を持って行かなくて済むようにしましょう。

また、万一火災が発生した場合は、速やかに１１９番通報するとともに初期消火を行ってください。

◆ガソリンを取扱う場合は裏面を確認してください。

§出店場所

チェック内容	チェック欄
建物の避難口や階段の近く等で、避難の障害になっていませんか？	
消火栓や防火水槽など消防水利の障害になっていませんか？	
消防車両が接近できますか？	
建物の消防用設備（消火器など）の障害になっていませんか？	

§火気関係

チェック内容	チェック欄
器具は、不燃の台を使用していますか？	
周囲に可燃物はありませんか？	
ガスボンベは転倒防止措置がされていますか？	
ガスホースをホースクリップで止めていますか？	
ガスホースにひび割れ等はありませんか？	
炭・練炭は、使用後、完全に消火しましたか？	
たばこの吸殻入れは、水の入ったバケツ等が準備されていますか？	

§電気関係

チェック内容	チェック欄
配線に亀裂はありませんか？	
配線接続部のゆるみ、劣化等はありませんか？	
配線を挟んだり、踏みつけたりしていませんか？	
照明器具が可燃物に接触していませんか？	
許容電流を超える器具が接続されていませんか？	
使用中、配線接続部等は熱くなっていませんか？	

§初動対応

チェック内容	チェック欄
消火器などの消火用具は備えてありますか？	
消火器の使い方はわかりますか？	
火事になった場合の119番通報要領はわかりますか？	

“ガソリン取扱い上の注意事項”

ガソリンは、火災を発生させる危険が非常に高く、ちょっとした不注意で思わぬ事故になるおそれがあります。つぎのポイントを守り、事故を未然に防ぎましょう。

容　　器	・消防法令に適合したUNマーク付きの**金属製の携行缶**を使いましょう。 ・**ポリタンクは絶対に使わない**でください。［危険物の規制に関する政令第２８条］
購入する時	・ガソリンを携行缶に入れるときは、危険物取扱者の資格が必要です。 ・セルフスタンドなどで絶対に**自分で入れない**でください。**店員に依頼**して購入してください。（店舗の方針によって販売しない場合があります。）［危険物の規制に関する規則第２８条２の４］
運　ぶ　時	・容器の**ふたをしっかり閉め、容器が落下したり転倒したりしないよう**にしてください。 （乗用車で運ぶことのできる量は２２ℓまでです。） ［危険物の規制に関する政令第２９条、危険物の規制に関する規則第４３条の３、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第６８条の４］
置き場所	・**直射日光が当たらず温度の高くならない場所**かつ**通気性の良い火の気がない安全な場所**に置いてください。 （高温になると容器内の圧力が高くなり、ふたを開ける時に蒸気が噴出し火災になる危険が高くなります。）［火災予防条例第３０条］
発電機に補給する時	・**火の気のない安全な場所**かつ**人がいない場所**で行ってください。 ・携行缶のふたを開ける時は、**ガス抜きの操作等説明書等**に従って行ってください。 ・**エンジンは必ず停止**してください。 ・**灯油用の給油ポンプは絶対に使用しない**でください。

一般の方が取り扱うことのできるガソリンの量は、４０ℓ未満です。
（４０ℓ以上のガソリンを貯蔵し又は取扱う場合は、**届出や許可が必要**になります。また、灯油などと一緒に貯蔵し又は取扱う場合は、合計の数量で判定されますので注意してください。）
［火災予防条例第３１条、同第３２条、同第46条］

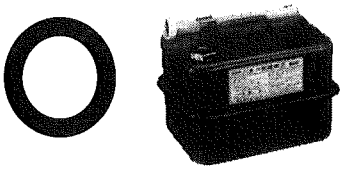

ガソリンの貯蔵に適した容器の例
（金属製容器であることが必要）

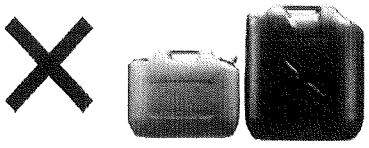

ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
（樹脂製容器は火災危険性が高い）

《問い合わせ先》
栗原消防署　0228-22-8511　□
東分署　0228-32-2621　□
北分署　0228-45-2109　□
南出張所　0228-59-2119　□
西出張所　0228-54-2120　□

◇ 平成２６年８月１日から ◇

火気使用の露店、屋台などの開設について
届出と消火器の設置が必要です！

平成２５年８月の京都府福知山市で行われた花火大会において、多数の死傷者を伴う火災が発生したことを踏まえて、多数の方の集まる催しにおける防火安全対策の強化のため、栗原市火災予防条例の改正等を行いました。

催し（イベント）関係者の皆さまへ

主催者・露店等開設者の方は下記のことを注意して、安全で楽しいイベントにして下さい！

多数の方の集まる催し（イベント）において、火気器具を使用する露店等を開設する場合、所轄の消防署所への<u>届出と消火器の設置</u>が必要です！

- 多数の方の集まる催し（イベント）とは？
  祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の一時的に一定の場所に人が集まることで混雑が生じ、火災時に人命等への危険性が高まるものをいいます。
  【届出・消火器設置の必要な例】
  祭礼等のほか、学園祭、フリーマーケット、朝市、各種団体が主催する行事など。
  【届出・消火器設置の不要な例】
  友人・親類同士によるバーベキュー等、参加者が個人的なつながりに留まるものなど。
- 火気器具とは？
  火を使用する器具、その使用により火災発生のおそれのある器具をいいます。
  【器具の例】
  石油・プロパンガス・炭・電気等を使用するこんろ、フライヤー、ストーブ、発電機など。
- 露店等とは？
  露店、屋台その他これらに類するもので、物品等を販売・提供するものをいい、学園祭などにおける模擬店、移動店舗なども含まれます。
- 消火器の設置本数は？
  火気器具を使用する露店等１店につき、原則１本必要です。

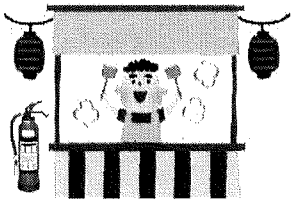

【お問い合わせ先】

栗原消防署	２２－８５１１	東分署	３２－２６２１
北分署	４５－２１０９	南出張所	５９－２１１９
西出張所	５４－２１２０		

※届出に関することなど、お気軽にお問い合わせください。

栗 原 消 防 署